

# 令和元年10月善通寺市農業委員会次第

日時：令和元年10月24日

場所：善通寺市役所3階大会議室

## 1. 開会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 議事録署名人指名

## 4. 議案

議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

## 5. 報 告

報告第1号 農地法第4条許可取消報告について

## 6. その他

## 7. 閉会

令和元年 10 月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和元年 10 月 24 日（木）13 時 20 分
2. 場 所 善通寺市役所本庁 3 階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員， 2 川田治弘委員， 3 原巧委員， 4 三原正子委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 藪内實委員， 8 南光紀夫委員，  
9 堀家重孝委員， 10 近藤剛司委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治  
会長職務代理者， 13 穂山信雄委員， 14 森江正男委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 平田 和明， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項賃貸借解約通知確認の報告について  
議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 5 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について  
議案第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について  
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地  
利用集積計画について

8. 議 事  
局 長

皆様お揃いですので、ただいまより令和元年 10 月の農業委員会総会、  
定例会を始めさせていただきます。それでは、始めに立石会長よりご挨拶  
を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。本日は暑いなかお集まりいただきありがとうございます。  
会の開会に先立ちまして、先だつての台風 15 号，19 号で沢山の方  
が亡くなっております。また、多くの被害も出ております。亡くなった方  
にはお悔やみを、被害を受けた方にはお見舞いを皆様としたいと思います。  
それでは議事に入りたいと思いますが、皆様方にひとつお願いがあります。

来年は我々農業委員・推進委員の任期がきます。改選に伴い、皆様に前もってお願いしておきたいのですが、現農業委員が中心となって次期農業委員の選出になると思います。選出に当たっては、農業委員会活動に対し、積極的に参加する方の選出をお願いします。もう1点、稲刈りがほとんど終わり、皆様ほっと一息のことと思います。とはいえ、これからは野菜の植付け、麦まき等の準備が始まる時期であります。農業は一年中休むときがありませんが、健康に留意して頑張ってくださいと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしくお願いします。

会 長

それでは、令和元年10月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思えます。

まず、本日の議事録署名人には、第13番の穂山委員さんと、第14番の森江委員さんの両名、よろしくお願いします。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、3件の案件でございます。

まず、番号1ですが、貸人、〇〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様。残存小作地の合意による解約の案件でございます。

本件の土地の借り人である〇〇氏は労力不足により、当該農地を返還する旨の話を申し入れたところ、貸し人である〇〇氏の合意が得られたため、今般合意解約するものであります。

本件は、〇〇町字〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、貸人が自作するとのこととあります。

次に番号2ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇様、賃貸借権の合意による解約の案件でございます。

本件の土地の貸人である〇〇氏は、経営基盤強化促進法により賃貸借権を設定し、古川氏に貸し付けしておりましたが、古川氏が農地に建物を建築するなど、耕作状況に不信感を持ち、当該農地を返還する旨の話を申し入れたところ、合意が得られたため、今般合意解約するものであります。

申請地は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡について賃貸借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。なお、解約後は貸人が管理するとのことであります。本件の提出書類に不備はなく、何も問題はないと考えております。

次に番号3ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。

本件は、農地の借人である加治氏が小作地を自ら耕作せず第三者に転貸していたため、貸人である青木氏が当該農地の永小作権解消を申し入れたところ、合意が得られたため、今般合意解約するものであります。

本件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。なお、解約後は貸人が耕作するとのことであります。本件の提出書類に不備はなく、何も問題はないと考えております。

今月は以上の3件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。  
続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、議案書の2ページ3ページで、8件の案件でございます。

まず、番号1ですが、譲渡者、亡〇〇〇〇〇様、死因贈与執行者〇〇〇〇様、譲受者、〇〇〇様、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人である亡〇〇〇〇〇様と譲受人である〇〇〇様は親子の関係であります。〇〇〇〇〇様の生前である令和元年8月11日に、両者の間で死因贈与契約が結ばれております。〇〇〇〇〇様が亡くなられたことにより、契約を執行するため、所有権移転の許可申請を行うものであります。相続による所有権移転登記であれば、農業委員会の許可は不要であります。贈与であるため農業委員会の許可が必要となっております。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、田、〇〇㎡、について、所有権移転贈与を行うものであります。譲受人の本市内での総経営農地は8反を超え、下限面積要件なども満たしており、経営農地はすべてきれいに耕作されているため、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けすることとあります。

次に番号2ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人の農地は本申請地のみで、労力不足により農業廃止を考えておられます。一方譲受人の〇〇氏におかれましては、農作業歴は30年ありますが所有農地は無いとため農地取得を望んでいたところ、農地の処分を考えている譲渡人と売買の話がまとまったため、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

申請地は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇㎡、同所〇〇〇〇番、田、〇〇〇〇㎡であります。

本申請にあたり、利用集積計画における農地の借入面積を合わせると、本市内での総経営農地は4反を超えることから、下限面積要件なども満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

次に番号3ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転贈与の案件でございます。

譲渡人の〇〇様は〇〇〇〇に居住されておりました、所有農地については申請地のみで、これまでは〇〇様の親が管理しておりましたが、お亡くなりになったため管理できない状態となっています。〇〇様は、善通寺市に戻ってくる予定がないため、住宅は取り壊し、すでに処分しております。農地についても譲受人を探しておりましたが、譲受人である〇〇様と所有権移転の話がまとまったため、今般許可申請を行うものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇〇、畑、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇〇、畑、〇〇〇㎡について、所有権移転贈与を行うものであります。譲受人は、下限面積要件等について満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には果樹を栽培するとのことであります。

次に番号4ですが、譲渡人、亡〇〇〇様、相続財産管理人司法書士〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人にあたる、亡〇〇〇氏は、平成29年5月26日に死亡し、相続人が不在のため、縁故者が申し立てを行い、平成29年9月26日に司法書士〇〇〇〇氏が相続財産管理人に選任されました。地元では農地を守るため検討しておりましたが、申請地に隣接した農地を所有している譲受人である川合様と管理人である司法書士石村様との間で話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

申請地は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡を所有権移転売買するものであります。

本申請にあたり、譲受人の経営農地は1町を超え、すべてきれいに耕作されていることなどから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けするとのことであります。

次に番号5と番号6の案件につきましては、申請者及び権利の設定内容が同じですので一括して説明いたします。

設定人、〇〇〇〇様、被設定人、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様、営農型発電設備の設置に伴う地上権設定の案件でございます。

本件は、議案第4号の番号3及び番号4と関連しております。簡単に営農型発電設備についてご説明いたします。これは農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部に太陽光発電設備を設置するものでありまして、地上から数メートルの高さに太陽光パネルを設置して、パネルの下部で営農を行うものであります。本件の地上権設定の許可申請は、太陽光パネルを当該農地の上部に設置することから、当該農地の空中部分を利用する権利を保護するため、申請するものであります。また、営農型発電設備は、建築確認を要する建築物には該当せず、転用としては一時転用許可扱いとなり、3年毎に一時転用許可申請と、毎年、生産した農作物に係る状況を報告するようになります。

番号5の案件は、〇〇町字〇〇〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が畑である〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡について、番号6の案件は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が畑である、〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑である、〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡、同所〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が畑である、〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡について、地上権設定の許可を申請するものであります。なお、営農型発電設備の下部での作付け作物は、主にオリーブを作付けするとのことであります。

次に番号7と番号8の案件につきましては、申請者及び権利の設定内容が同じですので一括して説明いたします。

設定人、〇〇〇〇様、被設定人、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、営農型発電設備の設置に伴う地上権設定の案件でございます。

本件は、議案第4号の番号5及び番号6と関連しております。権利の設定理由等につきましては、先ほどの案件と同じでありますので省略させていただきます。

番号7の案件は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡のうち〇〇

〇㎡について、番号8の案件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡について、地上権設定の許可を申請するものであります。なお、営農型発電設備の下部での作付け作物は、主にオリーブを作付けするとのことであります。

以上、8案件、登記地目は田が11筆、面積は〇〇〇〇㎡、登記地目は畑が2筆、面積は〇〇〇㎡の合計13筆、〇〇〇〇㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

〇〇委員

番号2ですが、譲受人の耕作面積が無いようであるが。

局 長

利用集積計画において、借入地があるため、下限面積については問題ありません。

〇〇委員

番号8の農地にブルーベリーが植わっているが、オリーブは植わっていない。

局 長

オリーブについては、これから植えるものです。

〇〇委員

〇〇町で営農型太陽光発電施設を行っている〇〇さんは、きれいに耕作し、売上報告も毎年提出しているようである。

会 長

委員の皆さんが気付いたことの付いては、指導していただきたい。

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

(全委員、質問なし)

会 長



ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員，挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、2件の案件でございます。

それでは番号1ですが、申請者、〇〇〇〇様、倉庫用地、無断転用の案件でございます。

本申請に至った経緯ですが、議案第2号番号4の許可申請提出について相談を受け、経営農地の耕作状況確認を行ったところ、倉庫用地として無断転用されている農地が判明したため、是正するよう指導しましたところ、今般申請書が提出されたものであります。この倉庫につきましては、申請者である〇〇氏の亡くなった夫である川合貴雄氏がビニールロープ製造の作業場として昭和61年に建築されたもので、現在は農業用倉庫として使用されております。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番1、田、513㎡、隣接の雑種地等122.04㎡を併せ利用地として、倉庫2階建1棟290.75㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。申請人の亡夫は、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の手続きを失念し、倉庫として無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

次に、番号2ですが、申請者、〇〇〇〇様、駐車場用地、無断転用の案件でございます。

本申請に至った経緯ですが、昭和 51 年頃に造成を行い自家用自動車の車庫を建築しました。その後、近隣住民より駐車場としての使用依頼があり現在に至っております。委員さんの農地パトロールにより農地が無断転用されていることが判明し、無断転用を是正するよう指導しましたところ、転用申請の準備が整ったため、今般申請に至ったものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、田、〇〇㎡を、自家用駐車場 2 台分、及び貸し駐車場 3 台分として使用することを目的として転用申請するものであります。申請人は、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の手続きを失念し、駐車場として無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は 8 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 3 種農地であります。

以上 2 件、登記地目は、田が 3 筆、転用面積は〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号 1 については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

地元委員 4 名全員で現地調査をしました。特に問題はありませんでした。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。次に番号 2 ですが、〇〇町ですので筆岡地区の委員にご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

12 日に地元委員 4 名全員で現地調査をしました。特に問題はありません

でした。よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですよ。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の5ページ6ページで、6件の案件でございます。

番号1ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、〇〇〇〇〇様、譲受人、有限会社〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は夫婦であります。譲受人である有限会社〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇に本店を置き、味噌・醤油の製造及び販売等を主たる業務として事業を営む傍ら、不動産の賃貸業も行っている会社であります。本計画を立案した経緯ですが、本申請地は用途地域に指定され、幹線道路にも面しているなど、店舗用地としての立地条件が整っていることとあります。計画内容としましては、店舗1棟、来客者用の駐車場を予定しており、車の転回スペース等を考えれば、本申請地は規模も妥当であることから、計画地として選定したとのこととあり、今般、譲渡人との売買の話がまとまっ

たため、本申請に至ったものであります。

本申請は〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡に同所〇〇〇〇番〇、雑種地、〇〇〇㎡外3筆を併せ利用地とした合計〇〇〇〇㎡に、貸店舗平屋建1棟1,092.67㎡及び駐車場33台分を建築することを目的として転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。本申請地は近隣商業地域及び第二種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であります。なお、申請地のうち、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡については、譲渡人の〇〇〇〇〇様が住宅用地に供するため、平成28年8月17日付けで農地法第4条第1項の規定による許可を受けた農地でありましたので、許可取消願が提出されており、本申請と併せて県に進達する予定としております。

次に番号2ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、使用貸借権設定の案件でございます。

借人である有限会社〇〇〇〇は、現在、〇〇町に本店を置き、主に建築物の解体工事及び産業廃棄物の収集運搬を行っている会社であります。〇〇〇〇は、現在〇〇町に3か所、約5,000㎡の重機・資材置場を所有しておりますが、業容拡大に伴い重機・資材置場が手狭であり、11tトラックが複数台入れず重機の運搬等に時間を要する為、11tトラックが入れる新たな用地の確保が必要となっております。貸人である〇〇様が所有している土地で条件を満たしている土地は、本申請地のみであるため、計画地として選定したとのことでもあります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇㎡を重機・資材置場用地とすることを目的として転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

次に番号3から番号6については借人及び転用目的が同じですので、一括してご説明いたします。

番号3、番号4の案件の貸人、〇〇〇〇様、番号5、番号6の案件の貸人、〇〇〇〇、いずれも借人は、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、使用貸借権設定の案件でございます。

本件は、先にお諮りいただきました議案第2号の番号5から番号8と関連しておりまして、営農型発電設備を設置することを目的として一時転用申請を行うものであります。申請人は農地の有効利用を図るため、当該農地に設置した営農型発電設備における下部で主にオリーブの栽培をしながら、当該設備での売電事業を行い、売電収入を得て会社の利益拡大を目的として申請を行うものであります。

番号3の案件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が畑である〇〇〇〇㎡のうち〇〇㎡について、営農型発電設備の支柱を設置し、当該農地から約2.5メートル上部において太陽光パネル252枚を設置するものであります。

番号4の案件は、〇〇〇町字〇〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が畑である、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑である、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が畑である、〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡のうち〇〇㎡について、営農型発電設備の支柱を設置し、太陽光パネル532枚を設置するものであります。

番号5の案件は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が畑である〇〇〇㎡のうち〇〇㎡について、営農型発電設備の支柱を設置し、太陽光パネル252枚を設置するものであります。

番号6の案件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑である〇〇〇㎡のうち〇〇㎡について、営農型発電設備の支柱を設置し、太陽光パネル280枚を設置するものであります。

株式会社〇〇〇〇〇は事業拡大を目的として、太陽光発電事業を行うため、3年間の使用貸借権を設定する一時転用申請を行うものであります。本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了していることや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。なお、申請地は平成28年12月19日に営農型太陽光発電設備用地として〇〇〇様が3年間の一時転用の許可を受け、営農型太陽光発電設備が設置されておりますが、継続

して事業を行うため申請するものですが、その設備を株式会社〇〇〇〇〇が引き継ぐため一時転用事業者が代わっております。

以上、6案件、登記地目は田が9筆、面積は〇〇〇㎡、登記地目は畑が1筆、面積は〇〇〇〇㎡の合計10筆、〇〇〇〇㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇〇町〇〇〇ですので、〇〇地区の〇〇委員にご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。10日に委員4名で現地調査を行い、譲渡人からも話を伺いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号2ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日、〇〇推進委員と現地を見てきました。南北の住宅には話をしているが、市道を挟んだ東側の住宅にはまだ話をしていないみたいです。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号3ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

川田委員

はい。19日、委員4名で現地を見てきました。パネル下部にブルーベリーは育てておりませんでした。草刈りは行われています。5条の一時転用については特段問題無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。次に番号4、番号5ですが、〇〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。22日、委員4名で現地を見てきました。特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。次に番号6ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。推進委員と現場を見てきました。更新申請のため特段問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして議案第5号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、先ほどの議案4号の後の地図の後ろにありますので、お手数ですがページをめくっていただいて、議案第5号のページをお開きいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項には、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定されております。ご承知のとおり、本市におきましては、6月と11月の年2回、農用地利用集積計画を定めております。ページをめくっていただいて、両面印刷してあります1ページ目から37ページ目までは今回の利用権設定の申請があった農用地利用集積計画の明細となっております。それでは議案第5号の最終ページにあります集計表を記載してあるページをお開きください。

今回の農用地利用集積計画は、香川県農地機構の149筆、146,145㎡を含めて、総件数170件、435筆で、面積は409,597㎡であり、うち新規面積は220,070㎡、更新面積は189,527㎡であります。なお、利用権設定率は、全農地の27.9%となっております。今回提出されました農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

なお、本日の農業委員会農地専門部会において農用地利用集積計画が決定した場合は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定で、「同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅延なく、その旨を公告しなければならない。」と規定していることから、善通寺市が公告する予定であり、今回の公告日は、10月31日を予定して



おります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、何かご意見、ご質問はありませんか。

〇〇委員

地区別内訳表で香川県農地機構の149筆はどこに集計されているのでしょうか。

局 長

7地区の計である、435筆の内数となっております。

〇〇委員

機構を通じた貸借に対する補助金の額はどうなっているのですか。

局 長

補助制度はありますが、手元に資料を持っておりませんので、申し訳ありませんが、金額はお答え出来ません。

会 長

他に、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関す

る法律第19条において、計画案の提出等の協力についての定めがあり、第1項で、農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。第2項で、農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。第3項で、市町村は、前2項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。と規定しており、市より、農用地利用配分計画（案）の決定を求められています。なお、本市の計画（案）につきましては、154筆、面積は149,598㎡となっており、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、香川県知事が利用配分計画を認可し、11月29日に公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、何かご意見、ご質問はありますか。

（全委員質問無し）

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法

第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

この案件は、農地中間管理機構である香川県農地機構が、農業経営基盤強化促進法第 7 条に基づき、農地中間管理機構の事業の特例と実施している農地売買等事業の制度を活用しまして、当該農地である〇〇町字〇〇85 番，田，〇〇〇〇㎡，同所〇〇番，田，〇〇〇〇㎡の計 2 筆，合計面積〇〇〇〇㎡を所有権移転売買により一旦，公益財団法人，香川県農地機構に移すものであります。

事業の実施経過ですが，去る 10 月 4 日金曜日に善通寺市役所仮庁舎 2 階中会議室におきまして，香川県農地機構の担当者，当該農地売買事業の関係者を参集し，また地元農業委員であります〇〇委員にも同席していただきまして，午前 10 時から約 1 時間，当該農地売買事業についての利用調整会議を開催し，所定の手続きを済ませております。なお，本案件の公告につきましても 10 月 31 日を予定しております。以上，宜しく願い致します。

会 長

ありがとうございました。それでは，議案第 7 号，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について，何かご意見，ご質問はありませんか。

〇〇委員

香川県農地機構の買取価格を教えて欲しい。

局 長

2 筆を〇〇〇〇円で買取りします。

〇〇委員

譲渡者はその価格に納得しているのか。

局 長

売買実例を参考としており、譲渡者は納得しております。

会 長

他に、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願に係る報告について事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第4条許可取消報告について、ご説明させていただきます。最終ページをご覧ください。

今回、取消願が出された案件ですが議案第4号、番号1の説明において触れましたが、〇〇〇町〇〇〇〇にお住まいの、〇〇〇〇〇様が所有する農地、〇〇〇町〇〇〇〇〇〇番〇、田、面積〇〇〇㎡について、住宅用地として利用する計画で転用申請を行い、平成29年8月17日に県知事より許可を受けた案件であります。転用計画の中止により、事業が完成しないまま、そのままになっていたものであります。当該農地はこれまで農地の状態で放置されておりましたが、農地法第4条の規定による許可申請の取消し願いが提出されましたので、本定例会にてご報告させていただきます。

会 長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご

質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

それでは、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりとさせていただきます。これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、これで10月の農業委員会総会(定例会)を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時45分 終了